

神崎市



こどもの未来応援計画

～第3期子ども・子育て支援事業計画～

～こどもの貧困対策推進計画～

概要版



令和7年3月

神崎市

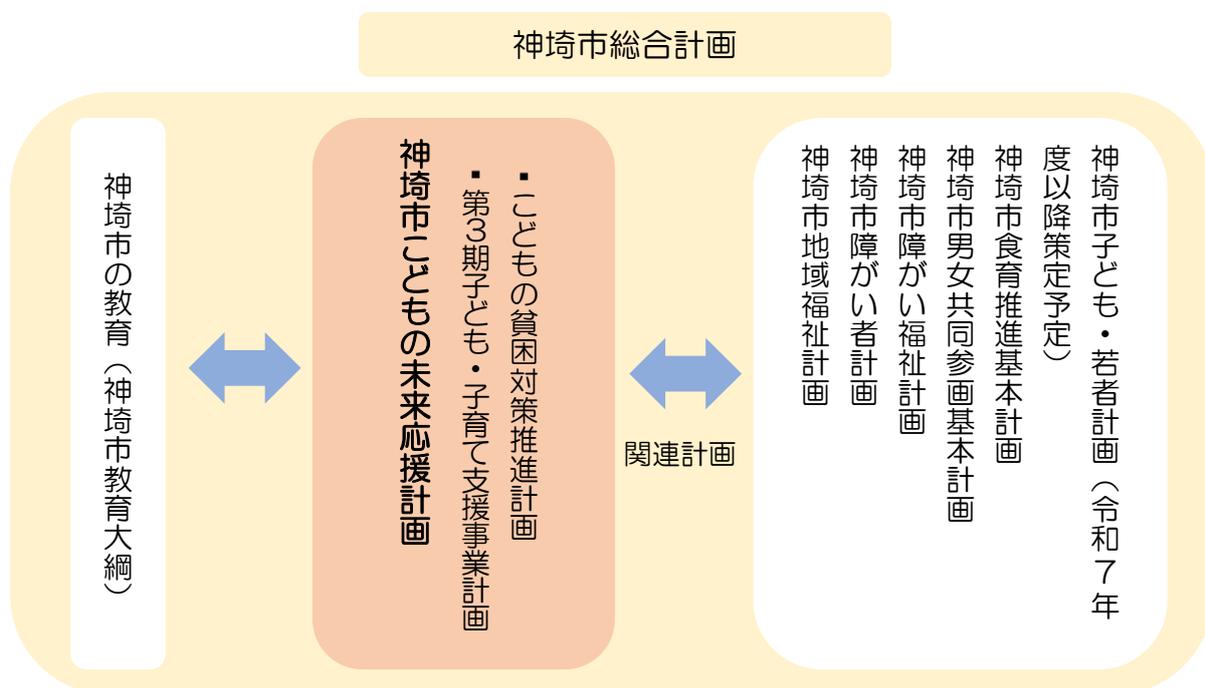


1. 計画の構成等

(1) 計画の構成と位置づけ

神崎市こどもの未来応援計画は、「第1編 第3期子ども・子育て支援事業計画」、「第2編 こどもの貧困対策推進計画」の2編構成となっています。

また、本計画は、「神崎市総合計画」の個別計画として位置づけ、「神崎市地域福祉計画」、「神崎市障がい者計画」、「神崎市障がい福祉計画」、「神崎市男女共同参画基本計画」、「神崎市食育推進基本計画」「神崎市子ども・若者計画（令和7年度以降策定予定）」等の各分野別計画とも整合性を図ります。



(2) 計画の期間

第3期子ども・子育て支援事業計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）、こどもの貧困対策推進計画は、令和5年度（2023年度）から令和11年度（2029年度）までを計画期間とします。

令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2期子ども・子育て支援事業計画					第3期子ども・子育て支援事業計画				
			こどもの貧困対策推進計画						

2. 第3期子ども・子育て支援事業計画

(1) 計画の概要

現在、女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

このような中、国において「こども基本法」の制定をはじめ、様々な法令等の整備がなされ、より一層子どもや子育て世帯への支援を強化する方針を示されています。

本市においても、第2期計画に基づき、様々な子育て支援に取り組んできましたが、その進捗状況や実績評価等を踏まえ、より一層取組を強化し、安心して子育てができるまちを実現するため、「第3期神崎市・子ども子育て支援事業計画」を策定しました。

(2) 計画の体系

第2期子ども・子育て支援事業計画の理念等を継承しながら、各子育て支援に取り組めます。内容については以下をご覧ください。

基本理念	基本目標	主要施策
子育ての喜びを実感し、子どもたちの未来が輝くまち・神崎	地域における子育て支援	1 地域における子育て支援サービスの充実
		2 子育て支援ネットワークづくり
		3 こどもの居場所づくり
		4 こどもの健全育成
		5 ふれあい交流の推進
		6 情報提供・相談体制の充実
		7 経済的な支援対策
		8 教育・保育サービスの充実
		9 放課後児童クラブサービスの充実
	保護を必要とする子ども等へのきめ細かな取組の推進	1 こどもの権利擁護・児童虐待防止対策の充実
		2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
		3 里親制度の普及
		4 障がいのある子どもに対する施策の充実

基本理念	基本目標	主要施策
子育ての喜びを実感し、こどもたちの未来が輝くまち・神埼	職業生活と 家庭生活との 両立の支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進 2 仕事と子育ての両立の支援
	母性と乳幼児等の 健康の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 こどもや母親の健康の確保 2 食育の推進 3 思春期保健対策の充実 4 小児医療の充実
	こどもの教育環境の 整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 次代の親の育成 2 学校の教育環境等の整備 3 家庭や地域の教育力の向上 4 体験活動を通じた豊かな人間性の育成 5 不登校に関するカウンセリングの充実
	子育てを支援する 生活環境の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 良質な住宅の確保 2 良好な居住環境の確保 3 安全な道路交通環境の整備 4 安心して外出できる環境の整備 5 安全・安心のまちづくりの推進等
	こども等の 安全の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 こどもの交通安全を確保するための活動の推進 2 こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 3 被害にあったこどもの保護の推進



(3) 子ども・子育て支援事業の確保方策

今後5年間の保育所及び認定こども園における園児の受入体制と国が定める地域子ども・子育て支援事業（19事業）の事業量について、以下のように確保ができるよう計画しています。

① 園児の受入体制

認定区分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1号	3～5歳	人（利用人数）	126	121	116	111	106	
2号	3～5歳		474	464	429	420	421	
3号	0歳		27	26	26	26	25	
	1歳		117	131	128	127	125	
	2歳		145	132	148	145	144	
計				889	874	847	829	821

<認定区分について>

- ・1号：満3歳以上で、幼稚園等の利用を希望することも
- ・2号：満3歳以上で、保護者の就労状況や疾病等により、保育所等の利用を必要とするこども
- ・3号：満3歳未満で、保護者の就労状況や疾病等により、保育所等の利用を必要とするこども

② 地域子ども・子育て支援事業

事業		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	利用者支援事業	箇所	3	3	3	3	3
2	地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	延べ利用人数	6,868	6,868	6,868	6,868	6,868
3	妊婦健康診査	延べ受診件数	2,235	2,185	2,135	2,085	2,035
4	乳児家庭全戸訪問事業	延べ訪問件数	185	180	175	170	165
5	養育支援訪問事業		129	128	127	126	125
6-1	子育て短期支援事業 （ショートステイ）	延べ利用人数	41	41	41	41	41
6-2	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）		5	5	5	5	5
7	子育て相互支援事業 （ファミリー・サポート・センター）		246	236	226	216	206

事業		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
8-1	一時預かり事業（一般型）	延べ利用人数	284	274	264	254	244
8-2	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）		4,800	4,600	4,400	4,200	4,000
9	延長保育事業		6,800	6,600	6,400	6,200	6,000
10	病児・病後児保育事業		10	10	10	10	10
11	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	利用人数	562	560	558	556	554
12	実費徴収に係る補足給付 を行う事業		1	1	1	1	1
13	多様な事業者の 参入促進・能力活用事業	今後、国の方針等に基づき取り組んでいきます					
14	子育て世帯訪問支援事業	利用人数	3	3	3	3	3
15	児童育成支援拠点事業		-	-	-	1	1
16	親子関係形成支援事業		-	-	-	-	1
17	妊婦等包括相談支援事業	延べ利用人数	240	240	235	235	230
18	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	延べ利用時間	-	720	900	1,080	1,260
19	産後ケア事業	延べ利用人数	10	10	15	15	20



3. こどもの貧困対策推進計画

(1) 計画の概要

令和4年の国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、令和4年時点の国全体の「こどもの貧困率」は11.5%で、未だ約9人に1人が貧困状態にあります。

そのような中、国では「子供の貧困対策に関する大綱」を定める等、これまで以上に効果的な取組を進めていくこととされています。

本市においても、「こどもの貧困対策推進計画」を策定することで、こどもの現在、及び将来がその生まれ育った環境によって左右されず、また、貧困が親から子へ世代を超えて連鎖することのないよう、総合的な対策を推進します。

(2) 計画の体系

基本理念の下、5つの基本目標を定めこどもの貧困対策に取り組みます。内容については、以下をご覧ください。

基本理念	基本目標	主要施策
すべてのこどもたちの未来が輝くまち・神埼	教育の支援	1 学校教育による学力保障
		2 教育費負担の軽減
		3 地域における学習支援等
	生活の安定に資する ための支援	1 保護者の妊娠・出産・こどもの乳幼児期における支援
		2 保護者の生活支援
		3 こどもの生活支援
		4 住宅に関する支援
	保護者に対する 職業生活の安定と 向上に資するため の就労の支援	1 保護者の就労支援
		2 保護者の学びの支援
	経済的 支援	1 各種手当の支給
		2 その他の経済的支援
	支援・ 制度に つなぐ 取組	1 情報の提供
		2 支援団体等の連携体制の強化



神 埼 市 こ ど も の 未 来 応 援 計 画

～第3期子ども・子育て支援事業計画～

～こどもの貧困対策推進計画～

令和7年3月

発行：神埼市 こども家庭課

〒842-8601 佐賀県神埼市神埼町鶴3542番地1

TEL：0952-52-1111（代表） FAX：0952-52-1120

<https://www.city.kanzaki.saga.jp>